

一人ひとりの力を活かす 元気な農業経営

— 夢のある農業経営を築くために —



夢のある農業経営を築くために、

- ・ 経営ビジョンや目標
- ・ 家族一人ひとりの役割
- ・ 収益の分配や就業条件など働きやすい環境づくり
- ・ 将来の経営の継承

などについて家族みんなで話し合い、

・ 我が家にあった家族経営協定書にまとめてみませんか

家族経営協定等に関するお問い合わせは

各農業改良普及センター・市町・農業委員会にお気軽にご相談ください。



夢のある農業経営を築くために・・・

～あなたの経営ビジョンは何ですか？～

「おいしく安全な農畜産物を提供したい」「農業を通じて地域社会に貢献したい」「自分らしくゆとりある農家生活を送りたい」など、夢のある魅力的な農業経営を築くには、農業に携わる家族が経営ビジョンを共有し、意欲とやりがいを持って経営に参画し、その能力を発揮することが重要です。

農業環境が複雑化している中、家族一人一人が農業経営の状況を把握し、将来の目標やその実現のための計画を共有化することは、経営の発展や将来展望を切りひらく上でとても大切です。

企業等に企業理念やビジョンがあるように、家族経営体を維持・発展していくために経営理念やビジョンを明確にすることが大切です。

経営ビジョンや目標、家族一人ひとりの役割分担、収益の分配や就業条件などの働きやすい環境づくり、将来の経営の継承などについて、家族みんなで話し合い、明文化したものが、**家族経営協定**です。

家族みんなが経営に参画

家族全員で話しあうことで、現状認識〔経営の特徴（強み）と改善点（弱み）〕が整理され、共通の経営ビジョン、目標をもつことができます。

経営と各自の目標が一致することで、やりがいをもって主体的に農業経営に取り組むことができます。

農業経営・生活の発展

家族一人ひとりの役割と責任を明確にすることで、意欲と能力が発揮できます。

一人ひとりが責任ある共同経営者として参画することで、経営に多様な視点が生かされ、さらなる経営改善につなげることができます。

みんなで考えを出し合っ
て経営を
発展させ
ていこう。

夫婦連名で認定
農業者になると、
経営に幅が
広がって
きたよ。



みんなで経営目標
の話ができる
ように私も
努力しな
いとな。

共同経営者として、
責任もあるけど
やりがいもあるわ。

満足し、安心して働ける環境づくり

就業条件や収益分配、生活設計を話し合うことで、満足し安心して働ける環境と生活にゆとりが生まれます。

就業条件の整備等は、雇用管理の適正化や法人化への第1ステップです。



円滑な経営継承

中長期の経営計画をたてることで、農業後継者の意欲と責任ある経営参画とスムーズな経営の継承が行えます。



家族経営協定に取り組んで・・・



共同申請で3名が認定農業者となり、 家族内の情報の共有もスムーズに・・・

津市 土地利用型経営（平成16年2月家族経営協定締結 平成17年更新）

協定締結タイプ：夫・妻・長男

おもな締結内容：目的、家族会議、経営役割分担、就業条件、研修・旅行、
収益分配、労働安全衛生、経営移譲

■家族経営協定を結んだきっかけは

妻が認定農業者で農業を担ってきましたが、夫、長男の就農を機に家族経営協定を締結し、3者による共同申請を行いました。平成17年の経営改善計画の再認定時、協定内容の見直しを行い、再締結しました。

■家族経営協定を結んで良かったこと、変わったことは

互いが経営へのやりがいと責任をもって参画できるようになりました。情報共有ができ、後継者から経営についての意見も出しやすくなったようです（妻）。労働時間や報酬を定めたことで、「折り目切り目」ができました。常時雇用を入れた現在は、法人化も視野に入れ、経営の規模拡大と安定を目標に経営改善に取り組んでいます（夫）。



家族経営協定で我が家の目標が明確になり、 後継者名義で資金を活用・・・

多気町 肉牛（肥育牛）経営（平成18年2月家族経営協定締結）

協定締結タイプ：夫・妻・後継者・後継者の妻

おもな締結内容：我が家の夢、目標、経営方針、役割分担、収益分配、就業規定、経営移譲

■家族経営協定を結んだきっかけは

今後、肥育牛を中心に経営を安定させ、施策も活用するには、経営主・後継者ともに認定農業者になった方が良いと考え、協定を結び共同申請で認定農業者になりました。

■家族経営協定を結んで良かったこと、変わったことは

家族経営協定書を作成することが、家族で話し合い、我が家の夢や目標を明確にするきっかけになりました。また、労働時間などについては仕事の忙しい時期もあり難しい面もありますが、改めて話し合う機会となりました（後継者）。協定を結んだことで、後継者名義で資金を借りて素牛を導入することができ、徐々に経営の継承をすすめることができると思います（夫）。



法人においても、就業規則を補うものとして。 それぞれの役割を評価することで、自覚と責任が・・・

四日市市 製茶業 法人経営（平成18年2月家族経営協定締結）

協定締結タイプ：夫・妻・後継者（夫）・後継者（妻）

おもな締結内容：目的、経営計画、役割分担、収益分担、就業条件、経営移譲

■家族経営協定を結んだきっかけは

協定を締結した農家が身近にいて大切なことだと思っていましたが、長女が結婚と同時に夫とともに就農したことをきっかけに締結しました。

■家族経営協定を結んで良かったこと、変わったことは

法人の就業規則を補うものになり、今後の雇用導入にも備えて会社として更にしっかりさせたいと思います（夫）。営農面はもちろん家事や介護も評価することは大切だと思います。また経営を拡大することへの意欲がわきました（後継者夫）。育児はもちろん、仕事への自覚が生まれました（後継者妻）。役割が明確になることで、かえってお互いの仕事を助け合うことができます（後継者夫妻）。協定は固く考えすぎず「やってみる」ことも大切だと思います（妻・後継者妻）。





家族の話し合いのきっかけは・・・

農業経営や暮らしの節目に、経営や生活を見直し、家族で話し合い、協定書にまとめてみましょう。
協定を締結した後も、経営改善に役立てるために、協定の見直しを・・・。

- 経営改善計画の策定・再認定のとき
- 家族構成員に変化があったとき（後継者の就農、後継者の結婚など）
- 雇用を導入するとき
- 資金を借受するとき
- 経営内容に変化があったとき（新規作目の導入、経営の規模拡大など）
- 農業者年金加入や農地のあっせんを受けるとき
- 経営の移譲を考えたとき
- 協定内容の修正や新たな項目が必要になったとき
- 定期的な更新



家族経営協定の制度上のメリットは・・・

認定農業者制度における共同申請 → 詳しくはP8をご覧ください

家族経営協定を結び、経営主以外の配偶者や後継者等が共同経営者となっていれば、複数の者による経営改善計画の共同申請が認められており、夫婦や親子で認定農業者になることができます。

（新たに認定農業者となった配偶者や後継者等に対する資金の融通などの支援措置は、その趣旨・目的によって適用の範囲等が定められていますので、ご注意ください。）

農業者年金の保険料の国庫補助

平成14年に新しくスタートした農業者年金は、農業者の老後の安定と担い手の確保を目的とする政策年金です。農業者が積み立てた原資とその運用益により、生涯にわたり年金が受けられる確定拠出型年金に変わりました。青色申告など一定の要件を満たす認定農業者や認定就農者には、月額最高1万円の保険料国庫補助が受けられますが、それらの者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者または後継者にも政策支援として35歳未満の場合1万円、35歳以上では6千円の保険料の国庫補助があります。

農業改良資金等の借受

農業改良資金は、農業の担い手が農業の改善を目的として創意と自主性を活かし、農産物の加工を始めたり、新作物等への取組や新たな生産・販売方式の導入などにチャレンジする取組を支援する無利子資金貸付制度です。

経営主以外の配偶者や後継者が農業改良資金を借りようとする場合、家族経営協定の締結がひとつの要件となります。

農地のあっせん

農地の所有者等から、農地の貸し借り、売買についてのあっせんを受けたい者（あっせんの対象者）を「担い手たる農業経営の経営主」としており、夫婦共同経営の場合、①夫婦間において、経営内での役割分担が家族経営協定の締結等によって明確化され、②夫婦共が経営方針の決定に参画しており、③農産物の出荷者名等が共同名義となっている等、両者が共同経営主であることを確認できる場合にあっては、夫婦両方を「経営主」として、あっせんの対象とすることは支障がないとされています。

持続性の高い農業生産方式（エコファーマーの認定手続き）

家族経営協定を締結している場合に限り、家族内の複数の者が共同申請し、導入計画の認定を受けることができます。



家族の話し合いのプロセスは・・・



ステップ1 現状を確認します

経営を取り巻く状況、経営状況の特徴（強み）や改善点（弱み）、各自の想いを整理しましょう。
経営分析・所得目標の検討・労働報酬・休日・経営・生活面の役割分担・作付・販売の状況・経営継承など（後継者やその配偶者の意見も大事にしましょう）

ステップ2 家族で話し合い、 経営ビジョン・目標を 明確にします

家族で話し合い、我が家の経営ビジョンや目標を明確にしましょう。
経営計画（目標とする経営・所得目標・規模拡大・新規作目部門の導入など）、経営継承計画、生活設計

ステップ3 計画を実現するための 対応策を話し合い、文 書にまとめます

計画の実現のためにどのような取り決めが必要か話し合い、我が家の経営や暮らしにあった協定書を作成しましょう。
計画を実現するための役割分担や方策、個人の能力や意欲のための方策、健康でゆとりある働き方や暮らし方のための方策

ステップ4 協定を結びます

第三者の立会いのもとで協定をむすびましょう。



ステップ5 協定の実行と 内容の見直しを します

取り決めた内容に基づき、経営や暮らしの改善・充実に努めましょう。
内容が実行されているか点検し、必要があれば新たな項目や内容を追加するなど年に1度は見直し、次の発展につなげましょう。

家族経営協定の取り決め内容や様式は？

家族経営協定書には決められた様式はないので、家族内の話し合いを踏まえて、経営や生活の状況に応じた協定書を作りましょう。（認定農業者制度における共同申請をする場合は取り決めるべき内容の要件があります→P8）
名称についても、「家族経営協定書」でなくとも「我が家の夢プラン」・・・など自由に決定しましょう。

家族がうまくいっていれば不要ではないですか？

家族経営協定は、経営をさらに向上させるために取り組む、家族の話し合い活動の一環です。①後継者のいない夫婦2人の経営②兼業農家③一戸一法人等、家族の構成や経営の形態などに関係なく幅広いケースで有効です。協業経営や生産部会で取り組んでいる地域もあります。

家族で文書にするのは水くさいのでは？なぜ、文書にするのですか？

文書にすることで、取り決め内容が目に見えて明確になり、協定を守っていこうという一人一人の自覚と責任が高まります。さらに意見交換し、絶えず経営改善の方向を検討することにつながります。
また、文書にすることで、実効性が高まり、制度的なメリットも利用しやすくなります。

農業の場合、取り決めても守れないのではないですか？

家族みんなで話し合って決めた協定内容を守るように努力するプロセスが大切です。実行状況を点検し、必要があれば新たな項目や内容を追加するなど年に1度は見直し、経営や暮らしの改善・充実に努めましょう。
どうしても守れない項目がある場合は目標内容を下げるなど見直して、改めて努力してみましょう。



我が家の経営を点検してみましょう



経営方針	現 状	将来(目標・希望)
我が家の経営ビジョン、モットーは明確ですか		
中長期の経営計画をたて、家族で共有されていますか		
家族会議などで情報を共有し、何でも話し合える雰囲気ですか		
地域や関係機関、生産組織等との連携に努めていますか		
役割分担はなされていますか		

生産・販売・経営	現 状	将来(目標・希望)
経営目標に沿った生産・販売計画が立てられていますか		
資金運用計画や設備投資計画は立てられていますか		
適期作業・適期管理が行われていますか		
適切な記録と財務諸表等を基にした分析をしていますか		
市場情報や顧客ニーズを把握していますか		

働き方・人材育成	現 状	将来(目標・希望)
研修会等に各自が積極的に参加していますか		
健康診断は計画的に実施していますか		
休日、労働時間について家族は満足していますか		
労働報酬について家族は満足していますか		
作業環境について家族は満足していますか		

経営継承・生活設計	現 状	将来(目標・希望)
生活目標を話し合い、生活設計をたてていますか		
生活面の役割分担は適切ですか		
経営継承の時期や方法について話し合っていますか		
相続等について他出の家族も含め話し合っていますか		
世代交代後の暮らしや備えについて考えていますか		



家族で話し合った内容を家族経営協定書にまとめましょう

家族経営協定

経営改善計画を実現する
方策を家族経営協定に・

- ・我が家のモットー・長期目標
- ・経営計画・役割分担・人材育成
- ・就業条件・収益分配など

将来(目標・希望)

経営ビジョン・長期目標

- ・目標とする営農類型・経営規模の拡大の目標
- ・生産方式の合理化の目標・農業従事の態様等の目標等

現状

決められた様式はありませんので、家族の思いを反映した家族経営協定書にまとめましょう。
あくまで参考として、取り決め例を次に掲載しました。
ホームページからもダウンロードできます。 <http://www.mate.pref.mie.jp/sankaku/>

家族経営協定書（取り決め例）

（第1条） 目的

この協定は、(夫) (妻) (後継者) (後継者の配偶者) が、互いに責任をもって経営に参画することを通じて、近代的な農業経営と健康で明るく楽しい家庭を築くことを目的とする。

【我が家のモットー（経営ビジョン）】 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

【我が家の目標（長期目標）】 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

（第2条） 経営方針の決定

経営方針、計画の樹立、施設等の投資、及び資金の借入、新規部門の導入、経営転換の実施、経営形態の変更（法人化への移行）就業条件等、家族経営の重要な意志決定にあたっては、(夫) (妻) (後継者) (後継者の配偶者) は必ず参画し、十分な協議を行って決めるものとする。

（第3条） 経営計画の策定

年に1回総会を開催し、営農・生活設計、所得目標、協定内容の見直しを行い、年ごとの経営計画を作成する。
月に○回家族会議を行い、情報交換を行い経営改善に努める。

（第4条） 役割分担

営農生活上の役割は全員が力をあわせて行うが、主な役割分担は次のとおりとする。

	生産に関すること	販売に関すること	経営労務に関すること	生活に関すること
夫				
妻				
後継者				
後継者の配偶者				

（第5条） 収益分配

農業経営から生じた収益について、下記の額を毎月○日に各人名義の口座へ振り込むものとする。

夫 ○○万円 妻 ○○万円 後継者 ○○万円 後継者の配偶者 ○○万円

ただし、重要な事項の予想外の変化により、この額が著しく不当となった時は、家族で協議し、全員の合意の上変更することができる。

（第6条） 生活費の負担と管理

日常の生活費は、各自の所得から拠出する。具体的な負担方法、管理等については家族で協議する。

（第7条） 就業条件

休日は1週間に○日、正月休み○日、盆休み○日、特別休暇○日とし、農作業の繁閑、健康状態等を踏まえ、家族で協議の上調整する。

1日の労働時間は8時間とし、農作業の繁閑により家族で協議の上、延長または短縮できる。労働時間の中に休息・休憩の時間を確保する。

△月～△月（農繁期） ○時○分～○時○分 ▽月～▽月（農閑期） ○時○分～○時○分

（第8条） 研修

経営発展等に資する農業関係、農家生活関係の研修会には積極的に参加し、研究会への参加は労働時間として認める。

（第9条） 農業労働安全

年1回健康診断を受診する。農作業は常に安全に配慮し、特に機械や農薬使用時は適正な装備・保守管理のほか、周囲への配慮を怠らない。

（第10条） 経営の継承

(夫) (妻) が所有する経営権及び経営資産については、将来 (夫) (妻) (後継者) (後継者の配偶者) の合意に基づき継承する。

時期、方法については、四者で協議の上決定し、継承後 (後継者) (後継者の配偶者) は、(夫) (妻) の生活を保障し、介護が必要な時は愛情と誠意をもって対応する。

（第11条） その他

この協定に定める以外の事項で決定すべき事項が生じた場合は、その都度協議し決定するとともに必要に応じて改定することができる。

（第12条） 付則

この協定は平成○年△月○日より実施する。この協定の有効期限は実施（改正）の日より1年間とし、毎年見直しをする。

この協定は※通作成し、(夫) (妻) (後継者) (後継者の配偶者) 及び立会人が各1通保管する。

平成○年△月○日 ◎◎◎市◇◇◇町 1234 番地 三重カツオ 印 三重なばな 印

三重いちご 印 三重さつき 印

立会人 ◎◎◎◎◎◎◎◎ ☆☆☆☆☆ 印

※下線部分は共同申請に必要な要件の取り決め例です。



家族経営協定を締結しているあなたも認定農業者に

～農業経営改善計画の作成・見直しの際、共同申請を～

認定農業者とは、経営の規模拡大や生産方式・経営管理の合理化等農業経営の改善を図るための「農業経営改善計画」を作成し、市町からその計画を認定された農業者です。

農業後継者、新規就農者、経営主の配偶者も認定農業者になることができます。

共同経営者であれば、複数の者による経営改善計画が認められており、夫婦や親子で認定農業者になることができます。



【共同申請に必要な要件は】

- ① 農業経営改善計画の認定申請を行う名義人が、すべて、同一の世帯に属する者であること。
- ② 家族経営協定等の取り決めが締結されており、その中で、その農業経営から生ずる収益が当該名義人のすべてに帰属すること及び農業経営に関する基本的事項について当該名義人すべての合意により決定することが明確化されていること。
- ③ 家族経営協定等の取り決めが遵守されていること。

共同申請をするには？

新規や再度の申請のときは、上記の要件を満たすことを確認した上で、**農業経営改善計画認定申請書の申請者の氏名を連名で記載し、家族経営協定書を添付**します。

農業経営改善計画認定申請書

平成〇年△月□日

◎◎◎市長 ☆☆☆☆ 様

申請者 住所 ◎◎◎市◇◇◇町 1234 番地
 氏名 三重カツオ 印 昭和 年 月 日生
 三重なばな 印 昭和 年 月 日生
 三重さつき 印 昭和 年 月 日生

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 1 項（経営基盤強化促進法施行規則（昭和 55 年農林水産省令第 34 号）第 13 条）に基づき、次の経営改善計画の認定を申請します。

以下、経営改善計画・・・・・・・・・・・・・・・・

（経営改善計画申請書の様式例）

※市町により様式が異なる場合がありますので、あらかじめ、各市町担当課にご相談ください。

すでに単独名義で認定を受けている場合は？

現在、単独名義で認定を受けている農業経営改善計画に配偶者や後継者等を共同経営者として追加するときは、新たに農業経営改善計画を出し直す必要はありませんが、**家族経営協定書を添付**の上、申請者氏名を追加記載するよう、市町に**計画の変更申請**を行ってください。その場合、認定の有効期間は当初の計画の有効期間と同じです。

農業経営改善計画変更申請書

平成〇年△月□日

◎◎◎市長 ☆☆☆☆ 様

申請者 住所 ◎◎◎市◇◇◇町 1234 番地
 氏名 三重カツオ 印
 三重なばな 印
 三重さつき 印

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 1 項（農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和 55 年農林水産省令第 34 号）第 13 条）に基づき、平成▽年□月□日認定された農業経営改善計画（認定番号▽□号）を下記のとおり変更申請します。

記

1 変更事項 申請者の表示

（変更前） 住所 申請者 住所 ◎◎◎市◇◇◇町 1234 番地
 氏名 三重カツオ 昭和 年 月 日生

（変更後） 住所 申請者 住所 ◎◎◎市◇◇◇町 1234 番地
 氏名 三重カツオ 昭和 年 月 日生
 三重なばな 昭和 年 月 日生
 三重さつき 昭和 年 月 日生

（変更申請書の様式例）

発行

●三重県農水商工部担い手室
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地 TEL 059-224-2354

●三重県中央農業改良普及センター
〒515-2316 三重県松阪市嬉野川北町 530 TEL 0598-42-6715